

令和4年4月7日

保護者の皆様

愛知県立天白高等学校
校長 福應 浩

成年年齢に達した生徒に対する本校教育活動等への協力をお願い

民法の一部改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、これによりすべての生徒が本校在学中に成年年齢に達し、自立した存在となります。

しかしながら、良好な学校教育と円滑な学校運営のためには、引き続き皆様と私どもの連携が大変重要であると考えます。つきましては、お子様が在学中に成年年齢に達した後も、皆様には「保護者」として、生徒指導や進路指導、各種の手続きや授業料等費用の納付などご協力いただきますようお願いいたします。あわせて、日本スポーツ振興センター災害共済給付金支払先を従来通り保護者様に、学校からの案内文書等につきましても、引き続き保護者様宛としたいと考えております。

また、お子様の個人情報については、在学中に成年年齢に達した後も、学校から保護者様に提供されることをお子様にお伝えいただき、お認めいただきたいと考えております。

本校といたしましては、成年年齢引き下げの趣旨を生かしつつ、お子様の成長のための支援に継続的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
天白高等学校 教頭
電話 052-801-1145